

特殊車両の通行に関する新たな制度についてのよくあるご質問

R3. 3. 31

Q 1. 新たな通行制度の施行は、いつなのか。

A 改正道路法の公布の日（令和2年5月27日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日となっておりますが、可能な限り速やかに施行できるよう取り組んでまいります。

なお、指定登録確認機関としての指定の申請及び指定は、上記の施行の日前に行うことが可能となっております。

Q 2. 登録及び確認に係る手数料の額は、どのくらいか。

A 現在、以下のような手数料を検討しているところです。

1. 登録手数料

1台あたり5,000円（5年ごと）

※連結車は、トラクタ単位で課金

2. 確認（検索）手数料

以下の2つの方法から、事業者が選択。

① 経路検索（起終点間の1経路（往復）。代替経路がある場合には代替経路と渡り線（往復）を含む。）

1検索あたり600円（1年間有効）

② マップ検索（起終点間の通過都道府県の道路網）

1都道府県あたり400円（1年間有効）

※都道府県数に応じた加算額は、逓減

1～4 400円／1都道府県

5～14 300円／1都道府県

15～47 200円／1都道府県

➤いずれも、100円／10kmで、目的地の追加等が可能。

※検討中の案ですので、お問合せにお答えはできません。

Q 3. 新たな通行制度は、どのくらい利用される見込みなのか。

A 新たな通行制度は、現行の許可制度に比べて、早い（即時に通行可能経路を確認できる）、簡単（一度車両を登録すれば、出発地・目的地・積載重量（貨物車両の場合）等を入力するだけ）、便利（代替経路や都道府県内の経路など複数の経路が一度に確認できる）といったメリットがあり、できるだけ多くの利用者に利用してもらえたいことを目指しております。そのため、道路情報の電子化の推進などにより、即時確認可能な道路の範囲を積極的に広げていきます。当面は、現行の特殊車両通行許可制度利用者の4割程度の利用を見込んでいます。

<参考>

H30 年度 特殊車両通行許可実績

・ 許可件数	約 45 万件
・ 許可台数	約 10 万台
・ 許可経路数	約 1,000 万経路
うち同じ起終点の経路を集約	約 218 万経路
・ 許可経路の延べ通過都道府県数	約 430 万都道府県

Q 4. 国と指定登録確認機関の役割はどのような関係か。

A 国は制度設計及び制度立上げに責任を持ち、指定登録確認機関は運用に責任を持ちます。新制度の立上げ時に国が整備したシステムについては、業務の実施のために指定登録確認機関に無償で供用することが可能です。その他、運用上必要となる人員や機器の整備については指定登録確認機関が自ら用意する必要があります。

Q 5. 指定登録確認機関の指定の基準はどのような内容か。

A 国土交通大臣は、道路法（以下「法」という。）第48条の46の規定に基づき、以下に適合すると認められるものを指定することになります。

- 道路の交通の適切な管理に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であること。
- 法第48条の49に規定する業務（以下「道路交通管理業務」という。）に関し、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ① 職員、道路交通管理業務の実施の方法その他の事項についての道路交通管理業務の実施に関する計画が、道路交通管理業務の適確な実施のために適切なものであること。
 - ② 前号の道路交通管理業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - ③ 道路交通管理業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて道路交通管理業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - ④ 道路交通管理業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

<道路交通管理業務とは>

○法第48条の49

指定登録確認機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 次条第一項に規定する事務（以下「登録等事務」という。）を行うこと。
- 二 道路管理者の委託を受けて、第四十七条の二第一項の許可に係る審査の事務を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、道路の交通の適切な管理に資する業務を行うこと。

○法第48条の50

国土交通大臣は、指定をしたときは、次に掲げる事務の全部又は一部を行わせることができる。

- 一 登録の実施に関する事務（第四十七条の九の規定による登録の取消しに関する事務を除く。）

- 二 第四十七条の十第三項の回答の実施に関する事務
 - 三 第四十七条の十一第二項及び第三項の規定による判定基準等の提供の受理並びに同条第四項の規定による情報の提供に関する事務
 - 四 第四十七条の十二第二項の規定による報告の受理及び同条第三項の規定による通知に関する事務
 - 五 第四十七条の十三第一項の規定による同項各号に掲げる事項のデータベースへの記録及び同条第二項の規定による公表に関する事務
- 2及び3 (略)